

及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議

本市議会が制定した名取市議会議員の政治倫理に関する条例の前文には「議員は、公職者としての深い見識と高い倫理により、自らを律する政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担い、常に自らの活動及び行動を説明できる立場を保持するとともに、その責任を有する」とある。

及川秀一議員について、本条例で規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、市民から令和4年4月27日付で調査請求がなされた。政治倫理調査会での審査結果は、及川秀一議員が市議会議員であることを表明したSNSにおいて、一部誤った内容並びに誤解を生じさせかねない投稿を繰り返し投稿したことや、内容や必要性を熟考しないまま調査請求者の出店先へ営業妨害となりうるメールをしたこと、また、調査請求者が説明責任遂行請求により説明を求めたが、誠意ある対応がなされなかったという調査請求の事案の内容は、いずれの項目も事実であると認定した。調査請求者は取引先の信用を落とし、精神的、金銭的に影響を及ぼしていることも推察しうる内容であり、本条例第7条第3項で定める政治倫理基準に違反するとの結論に至ったものである。

その後、政治倫理調査会の報告に基づき、議長から及川秀一議員に対し、調査請求者に対する謝罪、SNSに掲載した商標法の間違った内容の訂正とSNSでの謝罪文の掲載、さらに一連の行為の重大さを真摯に受け止め、謝罪文を議長に提出するとともに本会議場にて謝罪することなど、講じるべき措置を求めた。これに対し、及川秀一議員から提出された上申書は、謝罪の予定はない、訂正と謝罪文をSNSに掲載する予定はないなど、議長が求めた措置の内容を全て拒否するものであり、実行する意思はないものとなっている。

及川秀一議員の行為は、市民から負託を受ける議会の議員として著しく資質を欠くものであり、議員としてあるまじき行為であることから、全会派の総意として議員辞職勧告決議案の提出やむなしの結論に達したものである。

よって、及川秀一議員に対する議員辞職勧告決議案を提出し、市議会議員の職を辞するよう勧告する。

令和4年6月9日

宮城県名取市議会